

4 東方拡大と中・東欧経済

岩 城 成 幸

目 次

はじめに	2 EU からの財政的支援
I 中・東欧諸国の EU 加盟	III 中・東欧諸国の経済状況と今後の見通し
1 中・東欧10カ国の概略	1 新規加盟国の経済状況 (2004年)
2 中・東欧諸国の EU 加盟プロセス	2 主要国の今後の見通し
3 EU 加盟と「経済格差」問題	IV 拡大 EU の課題
4 EU 加盟の経済効果	1 地域政策に関連して
II 中・東欧諸国に高度成長をもたらした要因	2 企業誘致と法人税引き下げ競争
1 外国からの直接投資 (FDI)	おわりに

はじめに

2004年5月に新たに10カ国が加盟したことにより、EU (欧州連合) は、25カ国体制となった。2007年1月には、さらに2カ国 (ブルガリア、ルーマニア) が加盟し、27カ国体制となった。EU27カ国体制のもとでの人口は、約4億9,000万人、GDP (国内総生産) は、約10兆9,400億ユーロに達する⁽¹⁾。人口においては勿論のこと、経済規模においても、EUは、米国を上回る巨大経済圏となっている。ちなみに、EU27カ国のGDP (2005年時点) 総額は、世界のGDPの28.9%⁽²⁾を占める (米国は28.1%)⁽³⁾。

以下では、「多様性の中での結合」(united in diversity⁽⁴⁾) というスローガンの下に進められたEUの東方拡大 (第5次EU拡大) 戦略の経済的側面と、EU加盟後の中・東欧諸国経済の現状と課題を見ていくことにする。

(1) 「EU、1月に27カ国体制」『日本経済新聞』2006.9.27.

(2) 2007年1月にEUに加盟したブルガリア、ルーマニアを除いたEU25カ国の世界のGDPに占める割合は、28.7%である。

(3) World Bank, “Total GDP 2005.” “Total Population 2005.” <<http://siteresources.worldbank.org/DATASTATISTICS/Resources/GDP.pdf>>

(4) この言葉は、2000年頃から使われるようになったが、公式文書にはじめて登場したのは、欧州憲法条約草案においてである (European Commission, “The EU at a Glance.” <http://europa.eu/abc/symbols/motto/index_en.html>).

I 中・東欧諸国の EU 加盟

1 中・東欧10カ国の概要

新たに EU に加盟した（2007年加盟の2カ国を含む。）中・東欧10カ国の面積、人口、GDP 等を示すと、表1のようになる。面積、人口とも様々であるが、我が国よりも、面積の小さい国々である。この10カ国の GDP 合計額が、世界の GDP に占める割合は、2005年で1.5%⁽⁵⁾にすぎない。ちなみに我が国のそれは、約10.3%である。1人当たり GDP を見ても、中・東欧10カ国は、EU25カ国の平均値を下回っている。

チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアの4カ国は、先進国グループとも言われる OECD（経済協力開発機構）に加盟している。

表1 中・東欧10カ国の面積、人口、1人当たり GDP

国名(首都)	面積(日本の国土との比較)	人口(万人、2005年)	GDP(2005年)(日本との比較)	1人当たりGDP(指数)*	
EU 15カ国の合計	323万4,568 km ² (日本の約8.6倍)	3億8,272万人 (日本の約3倍)	12兆343.13億ドル (日本の2.7倍)	118	
中・東欧の新規加盟国	チェコ(プラハ)	78,866(約5分の1)	1,019.6万人	1,223(2.7%)	72
	エストニア(タリン)	45,227(約8分の1)	134.5	137(0.3%)	50
	ラトビア(リガ)	64,589(約6分の1)	230	158(0.3%)	43
	リトアニア(ビリニユス)	65,300(約6分の1)	341.5	255(0.6%)	48
	ハンガリー(ブダペスト)	93,032(約4分の1)	1,008.8	1,091(2.4%)	61
	ポーランド(ワルシャワ)	312,685(約5分の4)	3,816.5	2,991(6.6%)	47
	スロバキア(ブラチスラバ)	49,035(約8分の1)	538.7	464(1%)	52
	スロベニア(リュブリャナ)	20,273 (四国とほぼ同じ)	199.8	340(0.8%)	78
	ブルガリア(ソフィア)	110,994(約3分の1)	774.1	266(0.6%)	30
	ルーマニア(ブカレスト)	238,391 (本州とほぼ同じ)	2,163.2	986(2.2%)	32

(注) 我が国の面積は377,907 km²、人口は1億2,795万6,000人、GDPは4兆5,059億ドルで計算している。

* 25カ国の平均値を100とした場合の数値である。

(出典) *Europe in figures, Eurostat Yearbook 2005*, p.62. <<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>>; World Bank, *op.cit.*, (3); "GDP per Capita in 2004" *Eurostat News Release*, No.75 (3 June, 2005), p.1. より作成。

2 中・東欧諸国の EU 加盟プロセス

(1) EU の東方拡大戦略の展開

冷戦体制の崩壊(1989年)から15年の歳月を経て、中・東欧諸国は、ようやく EU 加盟に漕ぎ着けたが、EU の東方拡大戦略の歩みをながめると、ポイントとなったいくつかの決定を認めることができる。それらは、① 1990年代前半に EC(欧州共同体)が中・東欧諸国と結んだ「欧州協定」(Europe Agreements)、② 1993年の「コペンハーゲン基準」、③ 1994年の「加盟前戦略」

(5) World Bank, *op.cit.*, (3)

(6) Aneta Borislavova Spendzharova, "Bringing Europe In? The Impact of EU Conditionality on Bulgarian and Rumanian Politics." *Southeast European Politics*, Vol.4, No.2-3 (November 2003), p.147.; 長部重康「第1章 EU 東方拡大と欧州ビジネス環境の変化」『拡大と東西欧州の経済の融合・統合化の実態』日本貿易振興機構, 2005, p.4.

(pre-accession strategy) の決定、④ 1997年の「アジェンダ2000」等である⁽⁶⁾。

以下では、それぞれについて、簡単に説明する。

◆「欧州協定（連合協定）」（Europe Agreements <Association Agreements>）

EC と中・東欧諸国との接近は、1980年代後半から始まったが、当初は、通商・協力関係の強化を目指すものであった。それが、ベルリンの壁崩壊以後、1990年代前半には、新たな枠組みが追求されるようになり、自由貿易の促進から中・東欧の体制転換支援、さらには、EC (EU) 加盟に向けた体制づくりの支援へと変化していった。この中で、「欧州協定」（連合協定）は、EC と中・東欧諸国の関係が新たな段階に入ったことを象徴的に示すものであったと言われる⁽⁷⁾。

欧州協定の目的（政治・経済・社会的安定、経済成長等⁽⁸⁾）を成し遂げるために用いられたのが、加盟前援助プログラムの一つに数えられる PHARE（後述）であった。

なお「欧州協定」は、中・東欧の旧社会主義諸国に対し、EC 側が示した多角的な支援の枠組みであり、「加盟指導・援助付きの自由貿易協定（FTA）」⁽⁹⁾とも表現されている。ただ、中・東欧諸国が、欧州協定を EC 加盟への第一段階と位置づけ、協定前文に、将来の加盟を保証する文言の挿入⁽¹⁰⁾を求めたのに対し、EC 側は、これを拒否した。このため、中・東欧諸国側には、欲求不満と落胆が募った⁽¹¹⁾。

欧州協定は、1991年12月に、まず、ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキア⁽¹²⁾（当時）との間で結ばれた⁽¹³⁾。1993年2月にはルーマニアと、3月にはブルガリアとの間で、1995年6月にはバルト三国、1996年6月にはスロベニアとの間で、それぞれ締結された⁽¹⁴⁾。

◆「コペンハーゲン基準」（Copenhagen Criteria）

1993年3月、欧州理事会は、中・東欧諸国の EU 加盟受け入れに際しての条件を設定した。この条件は、コペンハーゲンで開かれた欧州理事会の会議で合意されたことから、「コペンハーゲン基準」とも呼ばれている。基準は、以下の三点である⁽¹⁵⁾。① 政治的基準（民主主義、言論の自由、人権尊重、少数民族の保護、EU の基本的価値の受入・実施等）、② 経済的基準（市場経済への転換が進んでいるか、EU の産業に対抗しうる競争力を保持しているか否か）、③ 制度的基準（EU がこれ

(7) John O' Brennan, *The Eastern Enlargement of the European Union*. New York: Routledge, 2006, p.19.

(8) 田中素香「中・東欧の体制転換と欧州協定」『海外事情』53巻2号, 2005.2, p.19.

(9) 田中素香「EU 東方拡大の経済的帰結」日本国際経済学会関東部会, 2004.1.8, p.1. <http://www.econ.hit_u.ac.jp/~trade/jsie/papers/2004.htm>. 「欧州協定」は、貿易だけでなく、政策対話、サービス、環境、運輸、税制等の各分野を含む広範な協力のあり方を取り決めたものであった。

(10) 「欧州協定」の前文には、中・東欧諸国が、EC の統合に関与しうることが書き込まれたにとどまった (European Commission, "Europe Agreement." <http://europq.eu.int/smartapi/sga_doc>).

(11) Marc Maresceau, "Europe Agreements: A New Form of Cooperation between the European Community and Central and Eastern Europe." Peter-Christian Müller-Graff ed. *East Central European States and the European Communities*. Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1993, p.233; 東野篤子「EU の東方拡大政策」羽場久美子ほか編『ヨーロッパの東方拡大』岩波書店, 2006, p.116.

(12) チェコスロバキアとの協定は、国自体が解体されたことにより、発効しなかった。しかし、1993年10月には、チェコ、スロバキアのそれぞれと協定を結んだ。

(13) "Europe Agreements." *Bulletin of the European Communities*, No.12 (December 1991), pp.95-96.

(14) Michael Kreile, „Die Osterweiterung der Europäischen Union.“ Werner Weidenfeld, *Die Europäische Union*, Bonn: Bundeszentrale für politische Bildung, S.653; "Europe Agreements." Desmond Dinan ed., *Encyclopedia of the European Union*. London: Lynne Rienner Publishers, 1998, p.176.

(15) European Commission, *Progress toward Meeting the Economic Criteria for Accession: 2005 Country Assessment*. No.26, (November 2005), p.5.<http://europa.eu.int/economy_finance>; 『欧州経済に関する調査・分析』みずほ総合研究所株式会社, 2004, p.4.

までに積み上げてきた法体系の総体 [アキ・コミュノテール: *acquis communautaires*] と、各国の国内法体系が整合性をもっているか、否か)。③の制度的基準(法的条件)は、さらに31の分野に細分化されていた。人、モノ、サービス、資本の自由な移動から、競争政策、運輸政策、税制、電気通信、情報技術(IT)、文化政策、消費者保護政策、環境まで、広範囲に及んでいた。書類にして8万ページ⁽¹⁶⁾にも及ぶEUの法体系を、加盟候補国が、国内法と照合させながら、改正していくのは、かなりの時間と手間のかかる作業であった。

◆ 「加盟前戦略」(Pre-Accession Strategy)

1994年12月にドイツのエッセンで開かれた欧州理事会(首脳会議)には、ポーランド、チェコ等6カ国の首脳も招待された。この会議において、加盟候補国が円滑にEUに加盟できるようにする「加盟前戦略」が承認された。この戦略には、①「欧州協定」(連合協定)の拡大、②EUと加盟候補国が、共通関心事項について討議する「構造的対話」(structured dialogue)の新設、③PHAREプログラム(1989年に開始されたポーランド、ハンガリー向け支援プログラム)を、全加盟候補国に対する支援スキームに切り替えること等が、盛り込まれた⁽¹⁷⁾。

翌1995年5月には、「中・東欧連合協定調印国のEU域内市場への統合に関する白書」⁽¹⁸⁾が刊行された。この白書の作成は、前年エッセンで採択された「加盟前戦略」の一部を成すもので、加盟候補国が、域内市場と一体化するためには何をなすべきか、重要な分野(人、資本の自由移動等)における立法措置等を示した「テクニカル・ガイド」であった⁽¹⁹⁾。

この「加盟前戦略」は、1997年のルクセンブルク欧州理事会で「強化された加盟前戦略」(enhanced pre-accession strategy)に改訂され⁽²⁰⁾、さらに「アジェンダ2000」により補強されることになる。

◆ 「アジェンダ2000」(Agenda 2000)

1997年7月15日に欧州委員会が提案した戦略文書「アジェンダ2000」は、EUの東方拡大に備えて、EUの政策を包括的に見直し、課題をまとめたものである。2000年～2006年の期間については、新しい財政面の枠組み等も提案された⁽²¹⁾。この行動計画案は、1999年3月、ベルリンで開かれた特別欧州理事会(EU首脳会議)において合意され、EU拡大に向けての政策的・財政的前提が整えられた。

(16) Milada Anna Vachudova, *Europe Undivided: Democracy, Leverage and Integration After Communism*. New York: Oxford University Press, 2005, p.124.

(17) *European Council Meeting on 9 and 10 December 1994 in Essen, Presidency Conclusions*. <<http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/...a/docs/pressData/en/ec/00300-1.EN4.htm>>; *The Essen European Council (December 1994)*. <<http://www.testforces.net/eng/niv1.php?numMod=2&numSeg=4&ordere=3>>

(18) Commission of the European Communities, *Preparation of the Associated Countries of Central and Eastern Europe for Integration into the Internal Market of the Union*. COM (95) 163, Brussels. <<http://europa.eu.int/en/qagenda/peco-w/en/index.html>>

(19) Lynn E Ramsey, *How to Join the Club: Poland, Pre-accession and Agenda 2000*. <<http://webjcli.ncl.ac.uk/1999/issue5/ramsey5.html>>

(20) *Luxembourg European Council 12-13 December 1997*. <http://www.consilium.europa.eu/ueDocs?coms_Data/docs/pressData/en/ec/032a0008.htm>

(21) European Commission, "Agenda 2000." <http://europa.eu/scadplus/glossary/agenda_2000_en.htm>; European Commission, "Introduction to the Pre-accession Strategy." <http://ec.europa.eu/regional_policy/funds/ispa/intro_en.htm>

主な合意事項は、以下のようなものであった。① EU 拡大に関連した予算措置をとる。2000～2006年の加盟前支援措置（PHARE計画等）の上限を、毎年31.20億ユーロとする。EU 拡大を想定し、農業分野等で予算の増額を図る。② 共通農業政策（CAP）予算の2000～2006年の上限を、年平均405億ユーロとする。さらに、付帯措置（農村開発、動植物衛生関係経費）として、140億ユーロを追加する。③ 構造政策（構造基金、格差是正基金）の見直しにより、資金配分の集中化、簡素化を図る。④ 加盟各国の分担金等、EU 歳入面の改革を進める⁽²²⁾。

「アジェンダ2000」による財政支出は、2000年が920億ユーロ（EU の GDP の1.13%）、2006年が906億ユーロ（EU の GDP の0.97%）となっていた。

（2）EU 加盟申請と交渉

中・東欧諸国の EU 加盟申請は、1994年3月31日のハンガリーから始まり、1996年6月10日のスロベニアまで続いた。加盟交渉は、2つのグループに分けて行われた。1998年3月30日に5カ国（チェコ、エストニア、ハンガリー、ポーランド、スロバキア）、2000年2月にさらに5カ国（ラトビア、リトアニア、ブルガリア、ルーマニア、スロバキア）の交渉が始まった。

交渉開始後1年間は、大きな進展が見られず、交渉終結の見通しも全く立たなかった。ところが、バルカン半島における民族紛争（コソボ情勢）の深刻化が、停滞状況を変化させた。欧州委員会側が交渉優先分野を明らかにした一方、中・東欧諸国も国内改革に取り組んだ結果、交渉は進展をみせた。2002年10月9日、欧州委員会は、加盟予定の10カ国に対し、加盟を勧告した。2002年12月の欧州理事会（コペンハーゲンで開催）において、ブルガリア、ルーマニアを除く10カ国が、EU の基準をほぼ満たしたとして、加盟交渉の終結が宣言された。翌2003年4月16日、アテネで加盟条約の調印が行われた⁽²³⁾。

中・東欧諸国は、31分野別（資本の自由移動、財政規律、税制、競争政策等）の交渉を終えて EU に加盟したものの、多くの分野では、移行措置（暫定措置）が適用されている⁽²⁴⁾。そのため暫定期間が過ぎ、完全に市場統合されるまでには、まだかなりの時間がかかりそうである。

3 EU 加盟と「経済格差」問題

中・東欧諸国は、高度経済成長を続けているが、1人当たり GDP（2004年）で見た場合には、EU15カ国の平均値（2004年で、2万4,300ユーロ）を、かなり下回っている。中・東欧10カ国の1人当たり GDP は、およそ次のような4つのグループに分けることができる。① EU15カ国の平均値の70%の水準にある国（スロベニア）、② 同60%の水準にある国（チェコ、ハンガリー）、③ 同40%の水準にある国（スロバキア、エストニア、リトアニア、ポーランド、ラトビア）。④ 同30%の水準にある国（ブルガリア、ルーマニア）。

中・東欧諸国が、EU15カ国の水準（1人当たり GDP）に到達するまでには、年平均4%の成長を今後続けたとしても（EU15カ国の成長率は、2%と仮定した場合）、31年から80年、加重平均でも、56年にかかるものと見られている（表2）。時間がかかるばかりでなく、経済格差を埋め合わせ

(22) 外務省「アジェンダ2000への合意」1999.3.30.<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/ag2000.html>>

(23) European Commission, “Wider Europe – New Neighbourhood.” COM (2003) 104,11.3.2003.
<http://ec.europa.eu/world/enp/news/16062003_en.htm>

(24) Delegation of the European Commission to Japan, *European Union Enlargement : The Implications for Japan*. Tokyo: Europa House, 2006, pp.10-11.

表2 新規加盟国が、EU15カ国の水準に到達するまでに要する年月

国名	到達に要する年数	国名	到達に要する年数
チェコ	39年	スロベニア	31年
エストニア	31年	ブルガリア	63年
ラトビア	58年	ルーマニア	80年
リトアニア	53年	(加重平均)	56年
ハンガリー	34年		
ポーランド	59年	キプロス	21年
スロバキア	38年	マルタ	29年

(注) 所要年数は、1人当たりGDPで比較した場合のものである。

(出典) EIU, *Europe Enlarged: Understanding the Impact*, p.34.

<<http://www.export.gov.il/Uploads/590Europeenlarged.pdf>>

するためには、かなりの財政的支援も必要である。なお、中・東欧諸国では、急速な高齢化も進んでおり、年金改革を含めた高齢化対策が求められている⁽²⁵⁾。

ただ、中・東欧経済は貧弱で、その発展のためには西欧諸国の援助は不可欠である、という決め付けは、必ずしも現実的ではないとの意見もある。中・東欧諸国は、社会主義体制の下でも、当局の監視の目をかいくぐって闇経済が発達していたこともあり、市場経済や競争力が備わっている分野もあるというのである⁽²⁶⁾。

ここで、EU15カ国による中・東欧諸国等の新規加盟国に対する財政支援が、どの程度の規模のものであったのかを見ておこう。2002年のコペンハーゲンの欧州理事会で決まった2004～2006年の援助額総計は、408億ユーロであった。これは、EU15カ国の2002～2006年GDPの0.15%にすぎない⁽²⁷⁾。しかも、新規加盟国は、加盟後はEU予算に拠出するので、その分を差し引いて考えると、EU15カ国の実質的援助額は、2004～2006年で103億ユーロとなり、対GDP比は、0.03%にまで低下する⁽²⁸⁾。これは、EU15カ国が、発展途上国に対し行っている援助の額（EUのGDPの0.3%程度）よりずっと低い数値である。また、ドイツが1991～1999年に旧東ドイツに対して行った援助額（約900億ユーロ、対GDP比で約4%⁽²⁹⁾）と比べても、ずっと小さい。ちなみに、米国が第二次世界大戦後の欧州復興に支援を与えた「マーシャル・プラン」は、当時の米国のGNP（国民総生産）に占める割合は、2%台とそれほど大きいものではなかった⁽³⁰⁾。

加盟前の財政支援が、中・東欧諸国の経済成長に大きく寄与したことは確かであるが、必ずしも、支援を受ける側の声を反映した形ではなかったし、また、地域の実情等に配慮した支援でもなかった。援助を受ける側からは、巨大インフラの整備や環境プロジェクトよりも、人材の育成や、制度改革に対するより積極的な支援を望む声が聞かれた⁽³¹⁾。

(25) Christiane Nickel and Johan Almenberg, *Ageing, Pension Reforms and Capital Market Development in Transition Countries*. EBRD Working Paper, No.99 (November 2006), pp.1,9. <<http://www.ebrd.com/pubs/econo/wp/099.htm>>

(26) ジェトロ・ブリュッセル・センター「EU東方拡大、中・東欧文化が西欧に影響」『EU拡大関連情報』No.179, 2006.8.4. <<http://www.jetro.be/jp/index.cfm?MainContent=business/euen2006.cfm>>

(27) O'Brennan, *op.cit.*, p.17.

(28) *ibid.*

(29) Miroslav Jovanović, *The Economics of European Integration*. New York: Edward Elgar, 2005, p.829.

(30) 永田実『マーシャル・プラン：自由世界の命綱』中央公論社, 1990, p.155.

(31) Jonas Eriksson et al., *From Policy Takers to Policy Makers: Adapting EU Cohesion Policy to the Needs of the New Member States*. Sieps, Stockholm, 2005. pp.15-16, 18. <http://www.sieps.se/pub/rapporter/2005/2005_5en.html>

4 EU加盟の経済効果

EUの東方拡大が、EU15カ国にもたらした経済的効果は、短期的には、それほど大きなものではなかったという⁽³²⁾。それは、中・東欧諸国の経済規模が小さいこと（EU25カ国のGDPに占める割合は5%以下、EU15カ国の対GDP比では、約6%にすぎない⁽³³⁾。）や、既に数年前からEU加盟を先取りする形で、関税の引き下げや先行投資が行われていたためである⁽³⁴⁾。欧州委員会の試算によれば、2000～2009年までの10年間に、実質GDPを0.5～0.7%程度押し上げるにすぎないという⁽³⁵⁾。EUの東方拡大によって、経済的・社会的不均衡が拡大したことから、1人当たりGDPで見た場合には、逆に12.5%引き下げられたと指摘する向きもある⁽³⁶⁾。

一方、中・東欧諸国に与えた経済効果は、EU15カ国に比べると、はるかに大きいものであった⁽³⁷⁾。中・東欧諸国の実質GDPは、1994～2009年の間に、年平均で1.3～2.1%程度押し上げられるという⁽³⁸⁾。EUに加盟したことにより、中・東欧の新規加盟国では、貿易・直接投資が拡大したばかりでなく、技術移転による生産性向上や、改革の進展等が見られた。

各国においても、経済面での改善が認められるという。例えばポーランドの場合、EUに加盟したことにより、ポーランド東部の経済力の低い地域が、EUからの補助金や、出稼ぎの増加等により、生活水準の改善が図られているという⁽³⁹⁾。

II 中・東欧諸国に高度成長をもたらした要因

中・東欧諸国は、EUに加盟することにより、「欧州への復帰」と安定的経済成長を達成しようとした。実際、短期間に市場経済化という目的を成し遂げることができたばかりでなく、現在も、高度経済成長を続けている。こうしたことを実現できた背景としては、次のような要因が指摘されている。① 外国からの直接投資、② EUからの経済的支援、③ その他の要因（非関税障壁の除去と技術移転⁽⁴⁰⁾に伴う生産性の向上等）があった。

以下では、このうちの①と②について、その概要を見ることにする。

(32) 長期的に見た場合には、EU15カ国は、約100億ユーロのメリットを受けることになる、との試算もある（Vachudova, *op.cit.*, p.245.）。

(33) “Enlargement.” *Bulletin of the European Union*, No.5, 2006. <<http://europa.eu/bulletin/en/200605/p125001.htm>>

(34) “Bigger EU, bigger Opportunities.” *Business Europe*, No.9 (May1-15, 2004), p.1.

(35) European Commission, *The Economic Impact of Enlargement*, Enlargement Papers No.4, (June 2001), p.38. <http://ec.europa.eu/economy_finance/publications/enlargement_papers/2001/elp04en.pdf> ;

European Commission, “Enlargement: Basic Arguments.” <http://ec.europa.eu/enlargement/archives/press_corner/basic_arguments_en.htm>

(36) Eriksson et al., *op.cit.*, p.20.

(37) 遠藤正寛「EU加盟国拡大の域内・生きがいへの経済効果」和気洋子ほか編『EUの公共政策』慶応義塾大学出版会, 2006, pp.224, 234-235.

(38) European Commission, *The Economic Impact of Enlargement*. Enlargement Papers, No.4, (2001).; European Commission, *Enlargement, Two Years after: an Economic Evaluation*. No.24, (May 2006), p.14. <<http://ec.europa.eu/economy-finance/publications/occasional-papers/2006/0cp24en.pdf>>

(39) ジェトロ・ブリュッセル・センター「ポーランド東部、EU加盟で生活水準が改善」『EU拡大関連情報』No.177, 2006.7.23.

(40) 経済のファンダメンタルズを改善する手短な方法は、海外からの直接投資により技術移転を図ることである。ただ、先進国企業による低賃金労働の草刈場とならないような、海外直接投資を誘致する政策が必要である（『中・東欧諸国における市場経済化』国際協力事業団国際協力総合研修所, 2003, p.74.）。

1 外国からの直接投資 (FDI)

EU 域内外から中・東欧諸国への直接投資 (FDI) が拡大した背景としては、中・東欧諸国の労働コストが低いことや、EU の諸制度を導入したことに伴い、投資環境が整備された点が指摘されている。

2005年の中・東欧諸国への直接投資は、2000年以降の最高を記録したが (表3参照)、これは、国営企業の民営化など、大型案件が多かったためである。具体的には、チェコ・テレコムの買収、ブタペスト空港の買収、ルーマニアでの商業銀行の買収等があった⁽⁴¹⁾。

表3 中・東欧諸国への直接投資の推移

(単位: 億ユーロ)

国名	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年*
チェコ	54.0	63.0	90.1	18.6	40.1	88.4	40.0
エストニア	4.3	6.0	3.1	8.2	8.4	22.3	10.0
ラトビア	4.5	1.5	2.7	2.6	5.6	5.0	5.0
リトアニア	4.1	5.0	7.7	1.6	6.2	8.1	10.0
ハンガリー	30.0	43.9	31.9	18.9	37.5	53.6	40.0
ポーランド	103.3	63.7	43.7	40.7	102.8	61.3	70.0
スロバキア	20.9	17.7	44.0	5.9	10.2	16.9	20.0
スロベニア	14.9	4.1	17.0	3.0	6.6	4.3	5.0
ブルガリア	11.0	9.0	9.8	18.5	27.3	17.9	20.0
ルーマニア	11.5	12.9	12.1	19.5	51.8	52.0	80.0
計	258.5	226.8	262.1	137.5	296.5	329.8	300

(注) *印は、予測値。

(出典) WIIW, *Wiiw Database on Foreign Direct Investment in Central, East and Southeast Europe, 2006*. (Press Release) <http://www.wiiv.ac.at/pdf/fdi.may06_press_eng.pdf> より作成。

中・東欧諸国の経常収支 (経常収支の対 GDP 比) については、① チェコ、ポーランド、スロベニアのように、経常収支の赤字が減少している国と、② ハンガリー、ブルガリア、ルーマニアのように赤字幅が拡大している国とがある。経常収支の改善をもたらしていると考えられる要因は、外国からの直接投資の流入と、その結果としての輸出の増大である。なお、経常収支の赤字が拡大している国々も、輸出は増大しているが、それを上回る形で、輸入が大きく拡大しているのである。

少ない貯蓄と過剰な消費を、いかにバランスさせていくかが、中・東欧諸国の課題となる。国内貯蓄が十分でない場合、経常収支の赤字は、海外からの直接投資 (FDI) の流入によって埋め合わされる。FDI は、外国企業の進出という形で行われ、設備投資等に投下されている。そのため、対外債務が累増するというパターンではなく、将来的には中・東欧諸国の輸出増に貢献し、成長を高める可能性もある⁽⁴²⁾。

中・東欧諸国については、増税等により財政赤字を減らしたうえで、個人消費を抑制し、その分を貯蓄にまわし、輸入増につながりにくい経済構造へと転換させていく必要性が説かれている⁽⁴³⁾。

2 EU からの財政的支援

中・東欧諸国の高度成長を支えたもう一つの要因は、EU による加盟前の経済・財政支援 (EU

(41) 「欧州地域 (EU) 概観」『ジェトロ貿易投資白書 2006年版』JETRO, 2006, p.252.

(42) 田中素香「東方拡大と EU 経済」羽場ほか編 前掲書, p.45.

(43) 「拡大 EU と日本⑨」『日本経済新聞』2006.8.9.

からの公的資金の移転)である。既に述べたように、EU加盟申請国は、短期間に、国内の法制度等をEUの法体系(アキ・コミュニテール: *acquis communautaire*)に合わせる必要があり、そのために、財政支出を含めたかなりの「コスト」負担を強いられた。しかし、同時に、EU側から加盟前支援という形で、国内のインフラ整備、農業構造改善等のための資金援助という「便益」を得ることができた。これは、加盟に向けての準備体制を整えるのに、大きく貢献した⁽⁴⁴⁾。EU加盟前の「便益」(支援措置)としては、次のようなものがあげられる⁽⁴⁵⁾。

◆ PHARE – Programm (ファーレ・プログラム: Poland and Hungary Action for the Restructuring of the Economy)

この計画は、もともとは、1989年7月の「アルシュ・サミット」(主要国首脳会談)での決定を受けて開始されたもので、ポーランド、ハンガリーの民主化・経済再建支援のための援助計画であった。しかしその後、この計画は、中・東欧諸国全体の市場経済移行を支援するための、経済再建援助計画に変更された⁽⁴⁶⁾。

PHAREは、1993年のコペンハーゲン欧州理事会の決定に基づき、2つの分野を優先的に支援することになった。1つは、制度設計(機構整備、法整備、人材育成研修等)に係わるものであり、もう1つは、地域社会開発、産業再編・中小企業育成等に係わるものであった⁽⁴⁷⁾。1990～1999年のPHAREの支出額は、67億6,716万ユーロ(年平均6億7,672万ユーロ)、2000～2003年の間で、62億4,000万ユーロ(年平均6億2,400万ユーロ)であった⁽⁴⁸⁾。

なお、PHAREは、2000年まで、アルバニア、ボスニアヘルツェゴビナ、マケドニア等の西バルカン諸国に対しても供与されていた。しかし、2001年からは、南東欧諸国の再建・安定化のための援助スキームであるCARDS(Community Assistance for Reconstruction, Development and Stabilisation)⁽⁴⁹⁾が設けられたため、バルカン諸国に対する支援は、そちらで実施されるようになった⁽⁵⁰⁾。

◆ ISPA (Instrument for Structural Policies for Pre-Accession) 運輸・環境インフラ支援

ISPAは、1997年7月の「アジェンダ2000」に基づき、1999年6月のベルリン特別欧州理事会の合意を経て創設され、2000年1月から実施されている。ISPAは、環境と運輸部門のインフラ整備に対して支援を与えるものである。EUの環境基準(上下水道処理、ゴミ処理、大気汚染等)への適合や、輸送インフラの整備、さらには、EUの政策等に加盟候補国をなじませることを目的としていた。

2000～2006年の間に、ISPAは、年間10.4億ユーロ支出された。最初の4年間(2000～2003年)に、ISPAは、中・東欧諸国10カ国の300を超える大規模インフラ整備に対して支援を与えた。

(44) 藤井良広『EUの知識』日本経済新聞社、2005、p.61。

(45) European Commission, *Introduction to the Pre-Accession Strategy*. <http://ec.europa.eu/regional_policy/funds/ispa/info_en.htm>

(46) O' Brennan, *op.cit.*, pp.17-18.

(47) *ibid.*, p.18.

(48) Wim Kok, *Enlarging the European Union: Achievements and Challenges*. European University Institute, 2003, p.46.

(49) CARDSは、2001年で、7億9,618万ユーロであった(European Commission, "About Cards." <http://ec.europa.eu/enlargement/financial_assistance/cards/index_en.htm>).

(50) Delegation of the European Commission to Japan, *op.cit.*, p.18.

2004年5月のEU拡大後は、ISPAの支援受け入れ国は、ブルガリアとルーマニアだけとなった。2005年1月からは、対象に新たにクロアチアが加わった⁽⁵¹⁾。

◆ SAPARD (Special Accession Programme for Agriculture and Rural Development)
 農業構造改善(農業近代化)、農村開発支援

SAPARDは、ISPAと同じく1999年に設けられた支援措置で、食品の品質、消費者保護、農村開発などに支援を与えることにより、共通農業政策(CAP)への参加準備を行うものである。2000～2006年の1年当たりのSAPARDは、5.2億ユーロであった⁽⁵²⁾。

2000年以降の中・東欧諸国に対する資金援助は、PHARE(ファーレ)計画のほかに、ISPA(運輸・環境インフラ支援)やSAPARD(農業構造改善・農村開発支援)が加わったことにより、2000年～2003年の資金支援額は、累計で132億ユーロ(年平均33億ユーロ)⁽⁵³⁾となった。1990～1999年(67億6,716万ユーロ、対GDP比0.08%)と比べると、額は増加しているものの、対GDP比は0.16%と、依然として低い状態である⁽⁵⁴⁾。

2000～2002年のPHARE等の国別分配状況を示したのが、表4である。ポーランド、チェコ、ハンガリーの三国に対する支援額が、大きかったことがわかる。

表4 2000～2002年のPHARE等の分配状況 (単位:百万ユーロ)

国名	PHARE	SAPARD	ISPA	計
チェコ	296.3	68.8	217.4	2,482.5
エストニア	96.2	37.8	88.5	222.5
ラトビア	107.3	68.2	141.3	316.8
リトアニア	340.9	93	163.9	624.8
ハンガリー	360.3	118.8	272.9	752.0
ポーランド	1,404.5	526.5	1,076.4	3,007.4
スロベニア	103.7	19.8	52.2	176.2
スロバキア	238.4	57.1	94.7	440.2
計	4,909.2	1,623.0	3,214.1	9,486.6

(出典) Simon Bulmer and Christian Lequesne, *The Member States of European Union*. New York: Oxford University Press, 2005, p.24. より作成。

中・東欧の8カ国が、2004年に正式にEUに加盟したことにより、これらの支援措置も順次停止されたが、2005年段階で、なお、約80億ユーロ(新規加盟10カ国のGDPの約0.3%に相当する額)の支援が行われていた。その約半分が、PHAREであった⁽⁵⁵⁾。これらの加盟前の支援措置は、候補国がEUに加盟した後は、PHAREは「構造基金」に、ISPAは「結束基金」に、SAPARDはEAGGF(欧州農業指導補償基金指導部門)に引き継がれていく。

2007年から始まったEU中期財政計画(2007～2013年)では、これまでの各種の加盟前支援措置(PHARE、ISPA等)に替える形で、新たにIPA(Instrument for Pre-Accession Assistance)が設けられた。この新支援措置の対象となるのは、クロアチア、マケドニア、トルコ、アルバニア、

(51) European Commission, *Instrument for Structural Policies for Pre-Accession (ISPA)*. <http://ec.europa.eu/regional_policy/funds/ispa/ispa_en.htm>

(52) ISPA Programme. <<http://www.evropa.bg/en/del/eu-programmes/additional-information/ispa.html>>

(53) *ibid.*

(54) Kok, *op.cit.*, p.46.

(55) European Commission, "Economic Forecasts Spring 2006." *European Economy*, No.2. (May 2006), p.20. <http://ec.europa.eu/economy_finance/publications/european_economy/2006/222006.en.pdf>

ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、モンテネグロ、コソボの国々である。総額は、146.53億ユーロである⁽⁵⁶⁾。

III 中・東欧諸国の経済状況と今後の見通し

1 新規加盟国の経済状況 (2004年)

EU への加盟をはたした中・東欧諸国 (2007年加盟のブルガリア、ルーマニアを含む。) の2004年時点での、主な経済指標を比較したものが、表5である。

表5 新規加盟の中・東欧諸国の主要経済指標 (2004年)

国名	1人当たり GDP	成長率	失業率	インフレ率	経常収支*	財政収支*	公的債務残高*
EU (15カ国)	24,300ユーロ	2.3%	8.1%	2.0%	0.4%	-2.6%	63.4%
チェコ	15,900	4.2	8.3	2.6	-6.3	-2.9	30.7
エストニア	11,200	8.1	9.7	3.0	-12.5	2.3	5.2
ラトビア	9,800	8.6	10.4	6.2	-12.9	-0.9	14.5
リトアニア	10,700	7.3	11.4	1.2	-7.9	-1.5	19.4
ハンガリー	13,800	4.9	6.1	6.8	-8.4	-6.5	59.4
ポーランド	10,600	5.3	19.0	3.6	-4.2	-3.9	41.8
スロバキア	12,000	5.4	18.2	7.5	-2.5	-3.0	41.6
スロベニア	17,500	4.4	6.3	3.7	-2.6	-2.3	28.7
ブルガリア	6,900	5.7	12.0	6.1	-5.8	2.7	38.4
ルーマニア	7,000	8.4	8.1	11.9	-12.7	-1.5	18.8

(注) * 印は、対 GDP 比の数値。

(出典) European Commission, *Economic Forecasts, 2006 Spring; Eurostat Yearbook 2005*. その他より作成。

2004年時点での1人当たり GDP の順位は、① スロベニア、② チェコ、③ ハンガリー、④ スロバキア、⑤ エストニア、⑥ リトアニア、⑦ ポーランド、⑧ ラトビア、⑨ ルーマニア、⑩ ブルガリアとなっている。

EU15カ国と比較した場合、成長率と失業率の高さ、経常収支の赤字 (対 GDP 比) 等が目立つ。中・東欧諸国の失業率は、8%前後のところが多いが、ポーランドのように19%に達しているところもある。中・東欧諸国は、経済が拡大しているにもかかわらず、雇用拡大につながっていない。その原因については、次のようなことが指摘されている。① 労働生産性が急上昇しているため、生産増は、雇用増につながりにくくなっている。② 中・東欧の EU 新規加盟国は、EU15カ国に比べ、比較的低賃金ではあるが、企業投資は、もっと低賃金の国々 (EU への加盟を準備している国々等) を視野に入れ始めているためである⁽⁵⁷⁾。

財政赤字 (対 GDP 比) では、ハンガリーの大きさが目立つ。ハンガリーは、公的債務残高の対 GDP 比においても、チェコ、ポーランド、スロバキアよりも更に高い水準にある。

(56) Commission of the European Communities, *Financial Perspectives 2007-2013*. 2004, p.24. <<http://folk.uio.no/erikro/www/corrgr/insurance/EUfinpersp.pdf>>; *Financial Perspectives 2007-2013*. <http://europa.eu.int/comm/external_relations/reform/intro/index.htm>

(57) 「拡大 EU と日本 ⑧」『日本経済新聞』2006.8.8.

2 主要国の今後の見通し

以下では、主な中・東欧諸国の最近の経済状況について、概観する（表6参照）。

表6 中・東欧諸国の主要経済指標（2005～2007年）

（単位：％）

国名	実質成長率			物価上昇率			失業率			経常収支赤字			財政赤字		
	2005	2006	2007	05	06	07	05	06	07	05	06	07	05	06	07
チェコ	6.1	6.0	5.1	1.6	2.5	2.7	7.9	7.4	7.1	-2.7	-3.1	-2.3	-3.6	-3.5	-3.6
エストニア	10.5	10.9	9.5	4.1	4.4	4.2	7.9	5.4	3.8	-11.1	-11.5	-10.5	2.3	2.5	1.6
ラトビア	10.2	11.0	8.9	6.9	6.7	5.8	8.9	7.4	7.2	-12.5	-16.1	-17.4	0.1	-1.0	-1.2
リトアニア	7.6	7.8	7.0	2.7	3.8	4.6	8.3	5.9	5.2	-6.9	-8.9	-9.4	-0.5	-1.0	-1.2
ハンガリー	4.2	4.0	2.4	3.5	3.9	6.8	7.2	7.3	7.7	-6.8	-7.3	-5.1	-7.8	-10.1	-7.4
ポーランド	3.2	5.2	4.7	2.2	1.4	2.5	17.7	13.9	12.2	-2.2	-2.3	-2.7	-2.5	-2.2	-2.0
スロバキア	6.0	6.7	7.2	2.8	4.5	3.4	16.3	14.3	13.3	-7.9	-7.8	-4.8	-3.1	-3.4	-3.0
スロベニア	4.0	4.8	4.2	2.5	2.5	2.5	6.5	6.1	6.1	-2.0	-1.9	-1.8	-1.4	-1.6	-1.6
ブルガリア	5.5	6.0	6.0	5.0	7.0	3.5	10.1	8.9	7.7	-11.3	-13.9	-13.5	2.4	3.3	1.8
ルーマニア	4.1	7.2	5.8	9.1	6.8	5.1	7.7	7.6	7.5	-8.7	-10.3	-11.8	-1.5	-1.4	-2.6

（注）経常収支の赤字および財政赤字は、対GDP比の数値（％）である。

（出典）European Commission, *Economic Forecasts*, (Autumn 2006), pp.53,60,77,79,83,92,96,98,109,111. より作成。

チェコ

近年急増した自動車関連の直接投資（トヨタ、プジョー、シトロエンの合併等）は、設備投資の増加や輸出増に貢献している⁽⁵⁸⁾。また、個人消費も伸びている。その結果、2005年の成長率は、6.1%という歴史的に見ても高い数値を記録した。外資流入により、生産性も向上している。これまでチェコ経済の問題点とされてきた経常収支の赤字（対GDP比）も、2004年6.3%、2005年2.7%と改善された。経常収支の改善をもたらしたのは、自動車等輸送用機械の輸出増であった。経済環境の好転に伴い、失業率にも改善が見られる（2004年に8.3%であったものが、2005年には7.9%、2006年には7.4%まで低下した）。景気拡大に伴う税収増や財政再建策が功を奏し、財政赤字も改善の兆しを見せている。財政赤字の対GDP比は、6.6%（2003年）、2.9%（2004年）、3.6%（2005年）と推移している⁽⁵⁹⁾。

ハンガリー

外資系企業の直接投資増大にともなう自動車部品や光学機器の輸出増、さらには、公共投資の増加により、比較的高い経済成長が維持されてきた。しかし、2004年4.9%、2005年4.2%であった成長率は、2006年には4.0%、2007年には2.4%まで低下するものと予測されている⁽⁶⁰⁾。消費者物価の上昇率も、6.8%（2004年）から3.5%（2005年）、3.9%（2006年）と低下したが、2007年には、ガス料金の値上げや金利の上昇がひびき、6.8%へと再び上昇する見込みである⁽⁶¹⁾。

財政赤字と経常収支の赤字は拡大している。財政赤字の対GDP比は、6.5%（2004年）から7.8%

(58) 久保広正「拡大後2年が経過したEU経済」『世界経済評論』No.612, 2006.8, p.10.

(59) European Commission, *Economic Forecasts*. (Autumn 2006), p.53. <http://ec.europa.eu/economy_finance/publications/european_economy/forecasts_en.htm>; *Economic Forecasts Spring 2006*, op.cit., p.51.

(60) "Hungary." *Business Europe*, Vol.46, No.17 (September 16-30, 2006), p.9.

(61) *Economic Forecasts*. op.cit., pp.82-83.

(2005年)、10.1% (2006年) と拡大してきた。2006年にキャピタルゲイン課税 (20%) の導入、付加価値税の税率の一部引き上げ (15% から20% へ) 等が行われたことから、2007年には7.4% に低下するものと見られている。政権交代が度々おこっていることや、連立政権のため、なかなか強力な財政再建策を打ち出すことができない点が指摘されている。経済自由化のメリットを享受できない層には、かなりの不満がたまっており、2006年10月には荒れるデモも起きている⁽⁶²⁾。

対外貿易は、順調に拡大しているものの、景気拡大が輸入増に結びつき易い構造や、原油価格の上昇等もあって、輸出が増えているにもかかわらず、経常収支の赤字はなかなか改善しない状態が続いている。経常収支の対 GDP 比は、8.4%(2004年)、6.8%(2005年)、7.3%(2006年) と推移している⁽⁶³⁾。経済成長を維持しつつ「双子の赤字」を削減するという困難に取り組まざるをえない⁽⁶⁴⁾。

ハンガリーは、これまでも野心的な中期財政計画をたて、後にその設定数値の変更を余儀なくされる事態 (2005年の場合、対 GDP 比3.6% という目標が、実際には、7.8% になってしまった。) が続いている⁽⁶⁵⁾。そのため、EU のハンガリーの財政運営に対する不信感は根強い。無理のない実行可能な計画を立て、財政運営に対する信頼感を回復する必要がある。

ポーランド

中小企業の投資ブームが経済成長を支えている。輸出は好調であったにもかかわらず、個人消費の不振 (2005年は対前年比2.3% の伸び) 等がひびき、2005年の経済成長率は、前年の5.3% (2004年) から3.2% に低下した。しかし、2006年には5.2% に回復した。重工業分野のリストラ等により、失業率は依然、高い水準 (2003年19.6%、2004年19%、2005年17.7%) で推移している。財政赤字の対 GDP 比は、2003年4.7%、2004年3.9%、2005年2.5%、2006年2.2% と縮小傾向で推移している⁽⁶⁶⁾。経常収支の赤字も、輸出増にともない、2004年4.2%、2005年2.2%、2006年2.3% と低下している。今後も EU 域内外からの直接投資の流入や、EU 基金からの資金流入が見込まれることから、2007年の経済成長率は、4.7% が見込まれている⁽⁶⁷⁾。

ブルガリア

EU からの資金援助によるインフラ整備の活発化、外国からの投資の急増等を反映して、成長率は、2004年5.7%、2005年5.5%、2006年6.0% と推移している。インフレ率 (消費者物価の対前年伸び率) は、2005年 5%、2006年 7%、2007年3.5% とやや高めである。高度経済成長により、これまで高率であった失業率にも改善の兆しが認められる。2002年に18.1%、2003年に13.7% であったものが、2004年12%、2005年10.1%、2006年8.9% と低下している。財政収支の方は黒字で、対 GDP 比は、2004年2.7%、2005年2.4% であった。

活発な消費を反映した消費財等の輸入急増、原油価格の高騰等により、貿易赤字の対 GDP 比は、2004年15.1、2005年20.4%、2006年20.9% と拡大傾向にある。経常収支の赤字の対 GDP 比は、5.8% (2004年) から11.3% (2005年)、13.9% (2006年) に増大している⁽⁶⁸⁾。大幅な対外不均

(62) 久保 前掲論文 p.10.

(63) *Economic Forecasts. op.cit.*, p.81.

(64) 久保 前掲論文 pp.10-11.

(65) Johnson, *op.cit.*, pp.220-222.

(66) *ibid.*, pp.220-221.

(67) *Economic Forecasts Spring 2006. op.cit.*, p.90; *Economic Forecasts. (Autumn 2006), op.cit.*, pp.90.92.

(68) *ibid.*, p.107.; *ibid.*, pp.108-109.

衡を抱えたままでの EU 加盟は、問題の解決を先延ばしにした形である。2003年の FDI（海外直接投資）の対 GDP 比は8.4% であり、FDI が経常収支の赤字を埋め合わせる形となっていた。しかし、FDI の流入も減ってきている⁽⁶⁹⁾。

ルーマニア

2004年に8.4% という記録的な高成長を遂げたルーマニアも、2005年は、洪水の影響で農業生産が大きく落ち込み（対前年比13.9% 減）、成長率も減速した（2005年4.1%、2006年7.2%）。自動車部品、石油精製等の産業分野では拡大が続いている。洪水の影響がおさまれば、再び経済の拡大が見込まれる。2007年の成長率は5.1% と予想されている。

現在、問題となっているのは、インフレと経常収支の赤字である⁽⁷⁰⁾。インフレ懸念を、消費者物価指数の対前年比で見ると、2003年15.3%、2004年11.9%、2005年9.1%、2006年6.8% と依然として高水準にある。経常収支赤字の対 GDP 比は、2004年12.7%、2005年は8.7% であったが、2006年には10.3%、2007年には11.8% に達するものと予測されている。財政赤字の対 GDP 比は、2004年1.5%、2005年1.5%、2006年1.4% と推移してきたが、2007年には、2.6% に上昇する見込みである。

国内の政治情勢が安定していない（連立政権である）こともあり、なかなか思い切った財政再建策を打ち出せないのが現実である⁽⁷¹⁾。失業率は、2004年以降7% 台で推移している⁽⁷²⁾。

IV 拡大 EU の課題

EU の東方拡大にともない、様々な新しい問題が生じているが、以下では、「地域間格差問題」と「法人税の引き下げ競争」の二つを取り上げる。

1 地域政策に関連して

中・東欧の EU 新規加盟国は、加盟前より、「ファーレ計画」（経済再建援助計画）等による財政支援を受けていたが、加盟後も、域内の経済発展の遅れた地域等に対して与えられる非償還方式の財政援助たる「構造基金」等の対象となっている。そのため、EU15カ国の中の開発の遅れた地域との間で、補助金の奪い合いが起きる可能性もある。

「構造基金」（Structural Funds）は、EU 域内の地域間格差が拡大するのを是正するための補助金であり、4つの基金で構成されている。すなわち、「欧州地域開発基金」（ERDF: 1975年創設。インフラ整備、雇用創出、中小企業の事業活動支援が対象。）、「欧州社会基金」（ESF: 1960年創設。失業対策、失業防止、人材開発等）、「漁業指導基金」（FIG: 1993年に FAGGF から分離して設立。漁業分野の競争力強化、漁業依存地域の開発等。）、「欧州農業指導・保証基金指導部門」（EAGGF: 1958年創設。農業構造の近代化支援。）である⁽⁷³⁾。

(69) European Commission, *Progress towards Meeting the Economic Criteria for Accession: 2005 Country Assessment*. Enlargement Papers, No.26 (November 2005), p.10. <http://europa.eu.int/comm/economy_finance/publications/enlargement_papers/2005/elp26en.pdf>

(70) *Economic Forecasts Spring 2006. op. cit.*, pp.11-12.

(71) 久保 前掲論文 p.12.

(72) *Economic Forecasts Spring 2006. op. cit.*, p.109.

なお、EU 新規加盟国の「構造基金」の利用状況は、低調だと言われる。2004-2006年に EU 新規加盟10カ国に対して215億ユーロが割り当てられたが、利用された基金は56億ユーロで、利用率は26.2%にとどまった。最も多い額が支給されたポーランドにおいても利用率は、24.5%で、大部分は使途未定のまま積み残されている⁽⁷⁴⁾。

「構造基金」を補完するものとして、マーストリヒト条約に基づき、1993年に「格差是正基金」(結束基金: Cohesion Fund) が設置された。この基金の受給要件は、1人当たり GDP が、EU 平均の90%未満であることで、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド等が対象となっている。使途は、環境対策(廃棄物・廃水処理等)と交通ネットワーク(高速道路等)整備に限定されている。

EU 予算への加盟国の分担金拠出額と、EU から受け取る補助金額を比較した場合、受取額のほうが大きい国(純受取国)は、スペイン、ギリシャ、アイルランド、ポーランド等である⁽⁷⁵⁾。一方、分担金の純支払い国となっているのは、ドイツ、オランダ、オーストリア等であり、これらの国々で、不満が高まっているのも事実である。また、EU15カ国において、地域間格差は、財政的支援にもかかわらず、それ程改善していないとの指摘もある⁽⁷⁶⁾。また、中・東欧の新規加盟国からは、巨大インフラの整備よりも、人的資源の発展に資するものに支援を振り向けたいとの要望の声も寄せられている⁽⁷⁷⁾。

新規加盟国の EU 予算への拠出金は、各国の経済力を示す「国民総所得」(GNI: Gross National Income) の大きさに応じて(拠出金の上限は、GNI の1.24%)、GNI 比で0.2%程度の拠出金を支払う義務を負っている。だが、新規加盟国は、現状では、受取額の方がはるかに大きい。

新規 EU 加盟国への財政支援等を盛り込んだ中期財政計画(2007~2013年)は、ドイツ、オランダ等の純拠出国と純受取国の対立や、英国の分担金払い戻し(リベート)問題⁽⁷⁸⁾等がからみ、調整は難航した。しかし、英国への還付金を削減して(今後7年間で、105億ユーロ削減する。)中・東欧諸国への補助金にまわすことや、ドイツが旧東ドイツ地区に対する補助金の削減(40億ユーロ)に応じたことから、フランスが恩恵を受けている農業補助金等の全予算項目の見直しを、2008-9年に実施することで合意に漕ぎ着けた。2006年5月17日に、欧州議会は、次期中期財政計画を可決し、2007年年頭からの予算執行にメドがついた⁽⁷⁹⁾。

(73) European Commission, *Structural Funds Strategies for the New States*. 2004. 6. 23. <<http://europa.eu.int/rapid/pressRelations/>>; 「EU の地域開発政策および投資誘致政策」『JETRO ユーロトレンド』No.1, 2004.1.p.9. <<http://www.jetro.be/jp/index.cfm?MainContent=business/eurotrend2004.cfm>>

(74) “New Member States too slow to spend EU Aid.” *Euobserver*, (21 September, 2006). <<http://euobserver.com/9/22473>>; ジェトロ・ブリュッセル・センター 「EU 『構造基金』、新規加盟国による利用が低調」『EU 拡大関連情報』No.185, 2006.9.22. <<http://www.jetro.be/jp/index.cfm?MainContent=business/euen2006.cfm>>

(75) Werner Hölzl, *Cohesion and Excellence: Two Ways to a Better Europe?* 2006, pp.17-18. <http://www.tip.ac.at/publications/cohesionandExcellence_wh_300406.pdf>

(76) Eriksson et al., *op cit.*, pp.18,204.

(77) Wüiw and SIEPS, *High Time to introduce Cohesion Policy into the Discussion about EU's Next Budget*. (Press Conference) 28 November 2005. <http://www.wiiw.ac.at/e/upcoming_events.html>

(78) 1984年に、フランスのフォンテンブローでの欧州理事会で認められたもの。英国は、農業分野が小さいこともあって、拠出金の額に比べ、共通農業政策(CAP)等の補助金の受け取り額が少ない。これを補填するために、英国が支払う分担金の約3分の2が払い戻されることになった(藤井良広『EUの知識』日本経済新聞社, 2005, p.112.)

(79) 「さらなる EU 拡大へは反発も」『ジェトロ投資白書』JETRO, 2006, p.253.

2 企業誘致と法人税引き下げ競争

外国直接投資 (FDI) との関係で、現在大きな問題となっているのは、EU 諸国間の法人税引き下げ競争である。

2005年のEUの法人税率の平均は、前年(25.32%)よりも0.26%下がり、25.06%となった。これはフランス、ギリシャ、オランダ等6カ国で、法人税の税率の引き下げが行われたためである。2005年時点で、EUの法人税の税率の平均は、OECD(経済協力開発機構)諸国の平均(28.31%)や、ラテンアメリカ諸国(28.25%)、アジア・太平洋諸国(29.99%)よりも低くなっている⁽⁸⁰⁾。

1990年代末より、中・東欧諸国は、企業の競争力強化と企業誘致を積極的に進めるために、法人税率の引き下げを行ってきた⁽⁸¹⁾。EU加盟を果たした2004年に、ポーランドは法人税の税率を、27%から19%に、またスロバキアは、25%から19%にそれぞれ引き下げた⁽⁸²⁾。2007年1月にEUへの加盟が決まったルーマニアも、2005年1月に法人税率を25%から16%に切り下げた。ブルガリアも2005年1月に、法人税率を、19.5%から15%に引き下げた⁽⁸³⁾。さらに、2007年1月1日からは、10%(EU内では、キプロスと並んで最も低い法人税率)⁽⁸⁴⁾に引き下げる。こうした流れの中で、ドイツ、フランス等のEUコア諸国は、税競争という挑戦を受ける形になっている。

中・東欧諸国は法人税の更なる引き下げを行っており、中・東欧諸国の法人税率は、おおむね10%台であり(チェコは24%、スロベニアは25%)、ドイツ(38.34%)、フランス(33.33%)、イタリア(37.25%)、ベルギー(33.99%)、スペイン(35%)、オランダ(29.6%)は、とても太刀打ちできる状態ではないと言われる。こうしたこともあって、フランスのサルコジ蔵相(当時)は、2004年に、中・東欧諸国の法人税ダンピングを批判し、EUによる中・東欧諸国に対する財政支援は中止すべきだと発言した⁽⁸⁵⁾。ドイツもフランスと同じように、新規加盟国に対する援助見直しを示唆している⁽⁸⁶⁾。

法人税の制度的統一を図るべきであるという声もあるが、税に関する決定は、全会一致を原則としていることもあって、最低法人税率の設定に合意することは難しいのが現状である。

企業が工場等の立地を決める場合、法人税の安さというのは、確かに魅力的な要因ではあるが、唯一絶対の要因というわけではない。税以外のもの、例えば政治的安定性、労働力の質、道路等のインフラの整備が、企業進出の際の決定要因となった例もある⁽⁸⁷⁾。

(80) *KPMG Corporate Tax Rate Survey for 2006*. <<http://www.kpmg.ca/en/newa/pr20060407.html>>; "EU Tax Competition drives down Corporate Rate." *Financial Times*, April 6, 2006.

(81) "Corporate Tax in the EU: Tax Wars." *The Economist*, Vol.372, No.8385 (July 24,2004), p.55.; "EU Tops in Co Tax Rate Cut: KPMG." *Businessline*, (May 23, 2006.) p.1.

(82) *ibid.*, p.55.

(83) Juhani Kesti, *European Tax Handbook 2006*. IBFD, 2006, pp.9, 147, 604.

(84) *Bulgaria cuts Corporate Tax Rate to 10 pct, lowest in EU*. <<http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?newsid=566666>>; Invest Bulgaria Agency, "Invest in Bulgaria now." <<http://investbg.government.bg/?sid=24&ssid=1218c=338>>

(85) 「EUの東方拡大とドイツ東部」(平成国際大学・入稻福智助教授のホームページ) <<http://eu-info.jp/law/en-ge.html>>

(86) "Charlemagne: Flat is beautiful.The Impact of Central Europe's Tax Revolution." *Economist*, Vol.374, No.8416, (2005), p.52.

(87) *ibid.*, p.55.; European Commission, *Enlargement, Two Years after:An Economic Evaluation*. Occasional Paper No.24. (May 2006), p.89.;Katinka Barysch, *East versus West? The EU Economy after Enlargement*. p.6.

<http://www.cer.org.uk/enlargement.new/publications_enlargement_news.html>

所得税においても、中・東欧の新規加盟国は、スロバキアが19%、エストニアが23%（2007年には22%）ラトビアが25%の単一税率（フラット・タックス）を導入しているなど、累進所得税制をとるEU15カ国とは大きく異なる形となっている。中・東欧諸国は、これまで社会主義時代の遺産として、財政支出に占める社会移転の割合が高かったが、現在では、社会保障支出を減らし、インフラなどの競争力関連の支出を増やしている。加盟から7年後に人の自由移動が実現すると、社会保障の手厚い国へ、人が移っていく可能性もある⁽⁸⁸⁾。

EU15カ国と新規加盟の中・東欧諸国とを比較した場合、税収の構造等にも違いが見られる。EU15カ国では、直接税の税収が、平均で税収のおよそ33%以上を占めているが、新規加盟国の場合は、20%以下である。また、法人税の重要度も、EU15カ国と比較した場合には低くなっている⁽⁸⁹⁾。

中・東欧諸国のインフレ率は、各国が1990年代末から2004年のEU加盟までに、インフレ抑制（インフレ目標の導入等⁽⁹⁰⁾）に力を注いだ結果、かなり抑えられている。しかし、インフレ再燃の懸念はまだ残っている。高度成長に伴い賃金上昇率が高いこと、市中に出回る資金量が多すぎることで、エネルギー価格の高騰が今後転嫁される可能性が高いこと等による⁽⁹¹⁾。

おわりに

中・東欧の8カ国が、2004年5月にEUに加盟してから3年の歳月が流れた。EU加盟後も、これらの国々は、高度経済成長を続けている。2007年も、平均で実質5%（ユーロ採用12カ国実質成長率は2.1%⁽⁹²⁾）を超える成長が見込まれている⁽⁹³⁾。高成長を続けている要因の1つとして、自動車、液晶テレビ等の領域への、外国企業の大型投資（FDI）があげられる。ハンガリーやポーランドに見られた政治的混乱も、外国からの直接投資に、目下のところは、大きな影響を及ぼしていない。

ただ、高度成長を続けているとはいえ、中・東欧諸国が、EU15カ国の経済水準に到達するまでには、まだかなりの長い時間と資金援助を必要としている。中・東欧諸国の加盟により、EU域内の格差はさらに拡大している。どこまで格差を是正することができるのか、これは今後の課題である。なお、これまで行われてきた地域格差是正措置については、加盟前の財政支援措置を含め、必ずしも新規加盟国の希望に沿ったものではなかったとか、EUの官僚的対応に対する批判の声も聞かれる。新規加盟国からは、巨大なインフラ整備や環境プロジェクト等よりも、人材育成や制度改革に向けての積極的支援を望む声強い⁽⁹⁴⁾。

（いわき しげゆき 総合調査室）

(88) 田中 前掲論文, p.51.

(89) European Commission, *Enlargement, Two Years after: An Economic Evaluation. op.cit.*, p.85.

(90) チェコ、ポーランド、ハンガリーはインフレ目標の導入、バルト三国は、為替相場を固定することで、インフレを抑制した。

(91) 「拡大EUと日本⑦」『日本経済新聞』2006.8.7.

(92) European Commission, *Autumn Economic Forecasts 2006-2008.:Solid Growth and Unemployment and Deficits Falling.* <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/1508#format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>>

(93) WIIW, *Economic Prospects for Central, East and Southeast Europe.* (16 November 2006). p.1.

<http://www.wiiw.ac.at/e/upcoming_events.html>

(94) Eriksson et al., *op.cit.*, pp.15-16.